

65 秩父広域市町村圏組合

建設 工事 事務	査 測 量	設計 ・ 管理 ・ 調整	土木 ・ 建築 ・ 設計	書類名	摘要
				1 委任状・使用印鑑届（様式C-6）	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人を置く場合は委任状（A）を、代理人を置かない場合は使用印鑑届（B）にチェックを入れて使用してください。
				2 申請事業所のある市又は町の未納税額のないことの証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する事業所の所在地が秩父広域圏内の場合、申請事業所を置いている市もしくは町の証明書を提出してください。 秩父広域圏内とは、秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の内である。 ・当該事業所の所在する市・町が発行したもので、申請日前3ヶ月以内に交付されたもの ・新型コロナウイルス感染症等の影響により猶予制度の適用を受けている場合は、下記問い合わせ先までご連絡ください。
				3 経営事項審査の総合評価値通知書の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効なもので、複数ある場合は最新のもの（総合評価値通知書の有効期間は、審査基準日から1年7か月です。）
				4 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書<写し可>	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在で有効な全ての業種を含む許可通知書（証明書）を提出してください。 許可通知書（証明書）の商号・代表者等が現状と異なる場合、行政庁の收受印が押されている変更届等の写しを提出してください。 3と許可番号・許可区分（般・特）が違う場合は3に該当する許可通知書（証明書）も添付してください。
				5 建設業許可申請書（様式第1号）及び営業所一覧表（別紙二）の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・申請日現在有効な全ての業種・許可区分（般・特）を含む申請書類を提出してください。（新規・更新、業種追加、般・特新規） ・許可行政庁の受理印が押印されているもの。受理印が表紙に押されている場合は表紙も必要です。 電子申請により收受印が無い場合には、別冊2（共通書類のページ）の注釈 1をご参照ください。 更新中の場合は、更新前の許可通知書（証明書）と更新申請書（行政庁の受理印のある）の写しを提出してください。 建設業許可の申請内容（商号・代表者・所在地・業種・使用人等）に変更があった場合は建設業許可の変更届出書（様式第22号の2）・廃業届（様式第22号の4）（行政庁の受理印のある）の写しも提出してください。
				6 事業所の写真・案内図（様式C-10）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請する事業所の所在地が、秩父広域圏内の場合に提出してください。ただし、本社本店の場合は提出不要です。 秩父広域圏内とは、秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の内である。 ・写真は、事業所全景写真（看板等、社名が確認できるもの）及び事業所内部が広範囲に写っているものを各1枚を添付してください。 ・案内図は、目印となる道路・建物・店舗等を含めて記載してください。
				7 資本関係・人的関係調書（様式D-19）	<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業所の所在地、商号(支店名等)、申請事業所の代表者名を記入してください。 ・申請するすべての事業所で提出が必要です。

【秩父広域市町村圏組合提出書類】の問合せ先

秩父広域市町村圏組合 事務局 契約検査課

T E L : 0 4 9 4 - 2 3 - 2 4 8 9 F A X : 0 4 9 4 - 2 3 - 1 2 3 6

秩父広域市町村圏組合では、ポンプ、水処理設備、洗浄設備、薬品注入設備等の工事は「機械器具設置工事業」又は「水道施設工事業」での発注となる場合があります。登録業種を申請する際はご注意ください。